

一関地区広域組合会計年度任用職員の給与等に関する条例

令和2年1月24日

一関地区広域行政組合条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定により、別に定めるものを除き、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給料その他の給与、勤務時間その他の勤務条件及び費用弁償に関し必要な事項並びに単純労務者の給与の種類及び基準を定めるものとする。

(会計年度任用職員の給与等)

第2条 会計年度任用職員の給料その他の給与、勤務時間その他の勤務条件及び費用弁償に関し必要な事項並びに単純労務者の給与の種類及び基準は、一関市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年一関市条例第35号）の規定の例による。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行に関し必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。